

第1章 基本構想策定の趣旨と位置付け

1 策定の趣旨

平成 28 年 3 月に策定された「中央市庁舎整備基本計画」において、統合庁舎整備後の玉穂庁舎は、市役所の支所を置き窓口業務を継続するほか、支所以外の余剰スペースは、国が「地方創生」として取り組む人口減少対策や、市の重点施策である少子化対策・子育て支援の拡充に向けた「子育て支援施策の総合拠点（以下、「子育て支援総合拠点」という。）」の整備や、世代間の交流の場としての活用について検討することとしている。

このことから、統合庁舎整備後の玉穂庁舎における子育て拠点を核とした空間活用の具体的な事業構想の策定を行う。

2 基本構想の位置づけ

本構想の位置づけは下図のとおりである。

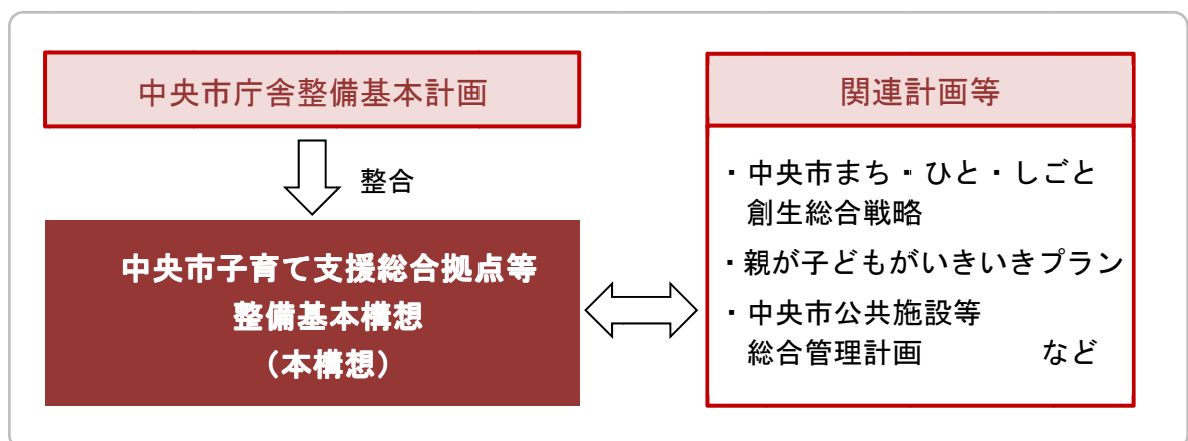


図 1 本構想の位置づけ

3 基本構想策定に当たっての背景

(1) 中央市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

平成 28 年 3 月に策定した本市における人口の将来見通しと今後目指すべき将来の方向を示す、「中央市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、策定の際に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、総合戦略の 4 つの基本目標の中心に「若い世代の結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる」を据え、その具体的な施策の方向として、「全ての子どもが生き生きと施設を利用することができる機能を備え、現代の子育て環境や子育て世代のニーズに合った、魅力ある子育て支援総合拠点の整備に向けて、NPO・ボランティア組織等との連携を考慮しながら取り組みを進めます。」と位置付けている。

(2) 中央市子ども・子育て支援事業計画 「親が子どもがいきいきプラン」について

すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、子育て支援の質・量の拡充を図るため、平成 24 年 8 月に、いわゆる「子ども・子育て支援関連 3 法」¹が成立し、これらの法整備に基づいた子ども・子育て支援新制度が平成 27 年度から実施されたことに伴い、平成 26 年度には、本市においても家庭、学校、地域、職場などの構成員が個々の役割を果たすとともに相互に協力して行うという基本理念に基づいて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保、その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進することを目的とした、中央市子ども・子育て支援事業計画「親が子どもがいきいきプラン」(H27~H31) が策定され、子育て施策の総合的かつ計画的な推進に向けて、関係団体の代表者や有識者等で構成される中央市子ども・子育て会議が設置されている。

¹ 「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

(3) 子育て世代包括支援センターについて

子育て世代包括支援センターについては、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として、「少子化社会対策大綱」（平成 27 年 3 月 20 日閣議決定）及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 年改訂版）」（平成 27 年 12 月 24 日）において、おおむね平成 32 年度末までに、地域の実情等を踏まえながら、全国展開を目指すこととされている。

「子育て世代包括支援センター」については、利用者支援事業の母子保健型・基本型、市町村保健センターなどをどう組み合わせるかは、地域の実情に応じて、各市町村が選択することになる。

なお、こうした仕組みそのものを指して「子育て世代包括支援センター」と位置付けることができる。

(4) リニア中央新幹線事業に伴う玉穂中央児童館の取扱いについて

平成 39 年（2027 年）に開業を予定しているリニア中央新幹線が市内を通過することにより、敷地の一部がルート上になる玉穂中央児童館については、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）のあり方を含めて検討が必要となっている。

(5) 中央市公共施設等総合管理計画について

地方自治体における厳しい財政状況と人口減少等により公共施設等の利用需要変化が予想されることを踏まえた国の要請に基づき、長期的な視点から公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、財政負担の軽減と平準化を図り、公共施設等の最適な配置を実現することを目的として「中央市公共施設等総合管理計画」を平成 28 年 10 月に策定しており、今後は計画に基づき、公共施設の再編・適正化を進めていく必要がある。